

**指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に  
指定通所介護等以外のサービスを提供する場合（宿泊サービス）の  
福岡市指針・届出様式について（Q&A）**

平成27年5月1日付保高第160号で発出の「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合（以下、「宿泊サービス」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する福岡市指針について（通知）」について、主な質問と回答をQ&Aとしてまとめるもの。

**（別棟、別階又は別部屋の宿泊室）**

問： 宿泊サービスにおいて、食堂、浴室、便所は通所介護事業所等の設備を利用しているが、宿泊室は別棟、別階又は別部屋にあり、通所介護事業所等の設備を利用していない。この場合は福岡市指針の宿泊サービスに該当するのか。

答： 通所介護事業所等の設備を利用しているか、利用していないかは、宿泊室を基準に判断しますので、この場合は福岡市指針の宿泊サービスには該当しませんが、有料老人ホームに該当する可能性があります。

なお、宿泊室が別階又は別部屋にある場合で、通所介護事業所等の食堂兼機能訓練室を通行する場合は、共用部分として面積から除外することになります。

**（指定通所介護等の管理者と宿泊サービスの夜勤職員の兼務）**

問： 指定通所介護事業所の管理者は、宿泊サービスの夜勤職員を兼務することができるのか。

答： 指定通所介護等の管理者は、常勤専従とされていますので、宿泊サービスの夜勤職員として従事することはできません。（夜勤職員には夜勤明けの休みがあるので、その日管理者が不在となるため。）ただし、緊急やむを得ない場合でかつ短日の場合は除きます。

**（プライバシーの確保）**

問： 通所介護事業所等の静養室では、プライバシーの確保はカーテンでもよいとなっているが、宿泊サービスはいけなくなっている。それはどうしてか。

答： 通所介護等は日中だけのサービスであって、静養の時間は相対的に短いですが、宿泊サービスは夜間、深夜及び早朝のサービスであって、宿泊の時間は相対的に長くなっていることが、処遇に差が設けられている理由と考えられます。

**（通所介護等との連携、事務合理化）**

問： 通所介護等に係る運営規程、契約書、重要事項説明書及び計画に、宿泊サービスに相当する内容を明記するのでもよいのか。また、身体的拘束等の検討会議、事業所研修、避難訓練（夜間想定）等を通所介護等と合同で実施するのでもよいのか。

答： 運営規程等において、通所介護等と宿泊サービスを明確に区別すれば、代用することもできます。

ただし、宿泊サービスが介護保険サービスとは別のサービスであることを明記してください。

また、身体的拘束等の検討会議等において、全ての関係者が出席し、業務に支障がない場合にあつては、合同で実施することもできます。

**(事故報告)**

問： 宿泊サービスにおいて、事故が発生した場合、保険者への報告はどのようにすればよいのか。

答： 指定通所介護等と同様に、報告要領にもとづき事故報告を行います。

**(宿泊サービス提供開始後の届出)**

問： 福岡市指針上、宿泊サービスの届出は、提供開始前に行うものとされているが、やむを得ない理由により、提供開始後になった場合でも届出する必要があるか。

答： 提供開始後になった場合でも届出を行う必要があります。宿泊サービスを提供する可能性がある場合には、事前に届出を行っておくことをお勧めします。

**(利用料（宿泊代）の料金改定)**

問 平成 27 年度介護報酬改定では、宿泊サービス利用時の延長加算が算定できなくなったが、利用料（宿泊代）にその分を付加する料金改定を行うことはできるのか。

答 事業者にて適切に判断され、必要に応じて料金改定されるものと考えている。

**(福岡市指針に適合しない箇所がある場合)**

問： 福岡市指針に適合しない箇所がある場合は、宿泊サービスは提供できないのか。

答： 福岡市指針に適合しない箇所がある場合でも、宿泊サービスは提供できますが、できるだけ指針に適合するよう努めてください。また、指定権者に届出し、利用者等への説明を行い、同意を得ておく必要があります。

**(実地指導の有無)**

問： 宿泊サービスに対しては、指定権者からの実地指導は予定されているのか。

答： 指定権者が、苦情・相談等を契機に、利用者保護の観点から指定通所介護等の利用者に対するサービス提供に支障がないか確認する必要がある場合、実地指導の調査が及ぶ場合があります。